

4. 静岡産業技術専門学校学則

昭和27年 6月 1日 制定
令和 7年12月15日 改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、静岡産業技術専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、静岡市葵区宮前町110番11号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、学校教育法に基づき、工業分野における専門教育による人間性豊かで創造性に富んだ技術者の育成と、商業分野における実務教育や教育・社会福祉分野における実践教育を中心とした技術・知識教育による知性高く教養深い有能な職業人や社会人の育成を通して、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 課程・修業年限等

(課程・修業年限等)

第4条 課程名、学科名、昼夜の別、修業年限、入学定員、総定員は、次のとおりとする。

| 課程名 | 学科名 | 昼夜別 | 修業年限 | 入学定員 | 総定員 |
|-----------------|--------------------|-----|------|------|------|
| 工業専門課程 | コンピュータ科 | 昼 | 2年 | 40人 | 80人 |
| | みらい情報科 | 昼 | 4年 | 25人 | 100人 |
| | ゲーム クリエイト科 | 昼 | 3年 | 30人 | 90人 |
| | 建 築 科 | 昼 | 2年 | 30人 | 60人 |
| | C A D デ ザ イ ン 科 | 昼 | 2年 | 20人 | 40人 |
| 商業実務 専門課程 | 医 療 事 務 科 | 昼 | 2年 | 20人 | 40人 |
| | デ ジ タ ル 経 営 学 科 | 昼 | 4年 | 25人 | 100人 |
| 教育・社会福祉 専門課程 | こども保育科 | 昼 | 3年 | 20人 | 60人 |

- 2 在籍期間については、修業年限に2年を加算した年数を超えることはできない。ただし、休学期間は在籍期間に算入しない。
- 3 編入学者・転入学者の在籍期間は別に定める。
- 4 本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

| 講座名 | 昼夜別 | 総定員 | 受講資格 |
|----------|-----|------|------|
| 総合講座 | 昼・夜 | 80人 | 問わない |
| 情報処理基礎講座 | 昼 | 120人 | |

講座時間数については、校長が別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年3月31日まで

2 校長は、前期の終期および後期の始期を変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間

(4) 夏季休業日 8月1日から8月31日(以下前号に同じ。)

(5) 冬季休業日 12月20日から1月10日(同上)

(6) 春季休業日 3月21日から3月31日(同上)

2 前項に関わらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 校長は必要により、第1項に定める休業日の変更及び臨時の休業日の設定を行うことができる。

第4章 教育課程・単位・成績評価

(教育課程の構成)

第8条 本校の教育課程及び単位数等は、別表(1)による。

(授業の方法)

第9条 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる方法（以下「メディアを利用して行う授業」という）で行うことができる。

- 2 メディアを利用して行う授業は、毎回の授業において、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せて行い、かつ、当該授業に関する学生の意見交換の機会を確保し、当該課程の修了に必要な総単位数の4分の3を超えない範囲で履修させる。

(単位の計算方法)

第10条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって、1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(成績評価・単位認定)

- 第11条 試験・演習・実習・課題・レポート等を踏まえ、校長が別に定めた基準により評価し、合格した者に単位を与える。
- 2 授業料等必要な納付金を完納し、かつ履修した科目に限り評価される。

(課程修了の認定)

第12条 各学科に修業年限以上在籍し、必修科目および校長が別に定める単位数以上を修得した者を認定する。

第5章 他校での履修の取り扱い

(他の専修学校における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなすことができる。

(専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は文部科学大臣が別に定める教育施設等における授業科目の履修を、第13条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における履修並びに大学、短期大学又は文部科学大臣が別に定める教育施設等における授業科目の履修を、第13条及び第14条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総単位数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなすことができる。

第6章 入学・退学・休学・転学及び除籍等

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(入学時期)

第17条 本校の入学時期は、学年の始めとする。ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が別に定める。

(入学手続)

第18条 第16条の資格がある者で本校に入学を志願する者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。

3 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料・その他の費用等を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。

4 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、選考の上教育上支障がない場合、相当年次に編入学を許可することができる。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程を卒業した者

(4) 大学・短期大学等に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者

2 編入学を許可された者の手続きは、前条第3項及び第4項を準用する。

(誓約書・連帯保証人)

第20条 入学を許可された者は、本校の定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。

2 連帯保証人は、学生の一身上について責任を負うものとする。

(退学・復校)

第21条 退学しようとする者は、本校の定める退学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 退学後、1年以内に復校を希望する者は、本校の定める復校願を、校長に提出しなければならない。

3 校長は、欠員があるときは学力を検定し、相当学年に復校を許可することができる。

4 復校を許可された者の手続きは、第18条第3項及び第4項を準用する。

(休学・復学)

第22条 病気又はやむを得ない理由により1か月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足りる書類を添え、本校の定める休学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校長は、教育上必要があると認めるときは、1か月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。

4 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

5 休学中の者が復学しようとするときは、本校の定める復学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第23条 転学しようとする者は、本校の定める転学願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の転学願を適当と認めるときは、校長は、その理由を記し、学生の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転入学)

第24条 本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。

2 転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。

3 転入学を許可された者の手続きは、第18条第3項及び第4項を準用する。

(転科)

第25条 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。

2 学生が転科しようとするときは、本校の定める転科願を校長に提出しなければならない。

(除籍・復籍)

第26条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在籍期間を超えた者

(2) 第22条第4項に定める期間を超えた者

(3) 死亡または行方不明の者

(4) 正当な理由なく第34条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者

- 2 除籍されて復籍を希望する者は、本校の定める復籍願を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の復籍願の提出期間は、除籍が決定した日から2週間以内とする。

第7章 卒業及び専門士・高度専門士の称号

(卒業)

- 第27条 第12条に規定する課程を修了した者には、卒業査定会議の議を経て、校長が卒業の認定を行う。
- 2 卒業の認定は学年の終わりに行う。ただし、やむを得ない事由により、この認定を受けることができなかった者については、校長が定める時期にこれを行うことができる。
 - 3 校長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(専門士・高度専門士の称号)

- 第28条 本校の修業年限2年および3年の専門課程修了者は、学校教育法第131条の2及び学校教育法施行規則第186条に基づき、専門士と称することができる。
- 2 本校の修業年限4年の専門課程修了者は、学校教育法施行規則第186条の3に基づき、高度専門士と称することができる。

第8章 教職員及び運営組織

(職員組織)

- 第29条 本校に校長、教員、講師、事務職員、学校医を置き、必要に応じてその他教職員を置くことができる。
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

- 第30条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。
- 2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

(卒業査定会議)

- 第31条 学生の卒業を審議するため、卒業査定会議を置く。
- 2 卒業査定会議は、校長の定める職員をもって構成する。

(学校評価)

- 第32条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。
- 2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 学生納付金

(学費等の額)

第33条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表(2)による。

2 附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

(学費の納期)

第34条 授業料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

(返還)

第35条 既に納付した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料を返還することがある。

- (1) 入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合
- (2) 校長が特別の理由があると認めた場合

(入学検定料・入学金及び授業料の減免等)

第36条 本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第10章 賞罰

(褒賞)

第37条 校長は、他の学生の模範となる者を褒賞することができる。

(懲戒)

第38条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。ただし、退学又は停学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者
- 2 退学又は停学を命じたときは、その旨を連帯保証人に通知する。

第 1 1 章 学生心得

(学生の遵守事項)

第 3 9 条 学生の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

第 1 2 章 研究生・委託生・科目等履修生 及び外国人留学生

(研究生)

第 4 0 条 本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、職員会議に諮り、1 年間研究生として在籍を許可することができる。

2 研究生の学費は、校長が別に定める。

(委託生)

第 4 1 条 官公庁その他から委託を受けた場合は、委託生として取り扱う。

2 委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

(科目等履修生)

第 4 2 条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、校長が別に定める。

(外国人留学生)

第 4 3 条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規則は別に定める。

第 1 3 章 雑 則

(健康診断)

第 4 4 条 学校保健安全法第 1 3 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 4 5 条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。